

第92回接続委員会 議事概要

日時 平成19年5月11日(金) 14:00~15:40
場所 1001会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、佐藤委員、
直江委員、藤原委員
総務省 桜井電気通信事業部長、谷脇料金サービス課長、
二宮料金サービス課企画官、
片桐料金サービス課課長補佐、
横手料金サービス課課長補佐、事務局

【議事要旨】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置等に係る規定整備）について

- 総務省から報告書案について説明が行われた後、審議が行われた。
- その結果、報告書案について、委員会の審議を踏まえて修文し、当委員会の検討結果として電気通信事業部会へ報告を行うことが了承された。その際、報告書の具体的な記載等については東海主査に一任された。

【主な発言等】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置等に係る規定整備）について

佐藤委員 これまでの状況を踏まえ、このような規定を設ける趣旨は理解。ただし、運用上の懸念があることから、総務省に対して四半期ごとにまとめて運用状況を報告させ、総務省においてチェックするという理解でよいか。また、プロバイダ等小規模事業者も関係するので、特別な事情があれば配慮し、免除条項のようなものがあつた方がいいとも思うが、支払いを怠るおそれがあれば、小規模事業者であっても預託金を払うことが必要かもしれない。

総務省 債務の支払いを怠るおそれがある場合に担保を求める趣旨であり、額が小さいから要しないという考え方を採ることは難しい。

東海委員 ISPも本規定の対象になるとの理解でよいか。

総務省 そのとおり。

東海委員 特別な措置は考えていないということによいか。

佐藤委員 それでよいだろう。ただし、今後検討する必要も出てくるであろう。

藤原委員 意見2では、預託金の水準の問題についても意見が出されているが、それ

に対する考え方では、債権保全措置の妥当性については触れているものの、預託金の水準について考え方が記載されていない。ただ、これは考え方12で述べているので、考え方2の欄にその旨を付記してはどうか。また、過去1年以内に支払い遅延があった場合について、考え方6では事務処理上の遅延やミスは対象にしないとするが、解釈上の疑義が生じないように、約款で明確化することが望ましい。具体的には、第75条の3第1項第1号の条文は、形式上、支払期日までに支払われなければ全て対象になるような規定振りになっているので、「正当な理由なく」や「責めに帰すべき事由なく」という文言を入れてはどうか。

東海委員 同感である。支払期日から1日遅れただけでも預託金の規定が適用されるので、このような場合は対象にしない規定振りとするよう検討していただきたい。

藤原委員 意見8の基準の設定について、N T T東西が別に定める部分について、N T T東西は事業者向けに公表すると再意見で述べているので、その旨を考え方の中にも記載してはどうか。

総務省 御指摘のとおり修正したい。

藤原委員 第48条の3の情報の提出について、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとあるが、「等」が入ると予見可能性がない。約款に細かく規定する必要はないが、BSとPL以外に具体的に何があるのかの説明がなければ接続事業者は判断できない。

総務省 N T T東西の説明では、信用評価機関が評価を行うに当たって必要な情報を規定するものである。

佐藤委員 接続事業者は、提出が必要とされる情報の内容について懸念があるということだろう。

東海委員 財務書類といえば、通常はBS、PLと附属明細書になる。有価証券報告書というよりは、会社法に規定する財務の情報。計算書類とこれに附属する範囲だろうと理解しているが、言い出したらきりがない。

藤原委員 商法の規定によるものとして規定するなど歯止めが必要ではないか。

直江委員 信用評価機関が必要な情報と記載してはどうか。

東海委員 信用評価機関も定義が難しく、言い出したら切りがない。

直江委員 この条文では、規定する情報が提出されなければ預託金の支払いを要することとなる。

総務省 N T T東西が接続事業者から提供を受けた情報を信用評価機関に提示するに当たり、N T T東西と信用評価機関との間で守秘義務契約が締結されるほか、事業法においても、接続で知り得た情報を流用することは禁止されているため、懸念は当たらないと考える。

直江委員 評価機関にとっては情報が足りないため評価できないということがあり得るが、足りない情報を接続事業者が提出しないときは接続拒否となるのか。

藤原委員 接続拒否というよりも、まずは担保措置が必要になる。

総務省 考え方の20に示すように、BS、PLの範囲の話と思うが、約款案では範

困を「別に定める」としている。内容の正当性については、限度を超えて必要以上の情報を求める場合は行改善命令の対象となり得るものであり、四半期ごとに報告を受けて検証していくことで担保できると考えている。

東海委員 第75条の3第1項各号は、担保を要する場合を規定しているが、5号の情報の提供に応じない場合というのは、他の場合と比較しても少し違うのではないか。

藤原委員 判断材料さえ提出しないということであれば債務の支払いを怠るおそれがあると推定されるという規定であり、違和感はない。だからこそ、判断材料は明確に記載すべき。

総務省 第75条の3第1項第5号は、「合理的な理由なく」提出に応じないときあるので、合理性の判断について疑義があるためNTT東西に理由の説明を求めている状況であれば、この規定には当たらない。ただ単に提出しないという場合であれば、そのような推定がされるという趣旨。

直江委員 新規に事業を開始したISPは財務内容が良いわけではないところも多いと思うが、預託金の負担はどれくらい大きいのか。接続料はそんなに多額でないのか、それとも多額になるため新規参入が阻害されはしないか。

佐藤委員 小さいISPは財務が良くないので担保を要求されると事業が行いにくいかもしれないが、実態がよく分からない。

直江委員 ISPの場合、接続料コストが大きいと聞いている。キャッシュフローで考えると4か月分の預託金は厳しいのではないか。

東海委員 それは厳しいのだろう。

佐藤委員 理屈は通っているが、特定事業者にとって非常に負担になるという懸念が多少残る。2年間様子をみるだけでなく、何かあれば必要な措置を講じると報告書案を修正してはどうか。

総務省 新規と既存を一緒に議論するのは難しいが、検証を行った結果、適切でない事例があれば所要の措置を講ずることは行政にとって必要な行為と考える。

藤原委員 新規参入者が、第22条3号で債務の支払いを怠るおそれがある場合に、申込拒否ではなく預託金を入れるということになるのか。

総務省 そのとおり。

直江委員 これからISPは合掌連衡が進むだろう。チャレンジャーを排除したくないが。

佐藤委員 確かに懸念するところはあるが、免除規定を置くというのも難しい。検証を行い、問題があれば所要の措置を講ずるということで対応すればよいのではないか。

直江委員 大きな事業者が問題を起こしているが、一定の貸倒れは企業にとって普通リスクとして考えるのでは。NTT東西側のリスクをゼロにすると、接続事業者は業務ができなくなることが懸念される。

総務省 先般の接続ルールの見直しにおいて、実績原価で接続料を算定するものは、

リスクをN T T東西の管理部門に求めることは望ましくないとの考えから、預託金を取ってもなお生じるリスク（貸倒れ）は接続料で回収できるようにするという考え方を本年3月30日の答申でお示しいただいたところ。今回は線引きをどうするかということであり、個々の事業者が負う責任の線引きをどこにするのかが難しい。よって、四半期ごとにチェックすることになっている。

東海委員 直江委員の御懸念も理解できるが、参入は自由にしているので、ユーザに迷惑かけることを避けるということで、この方向で進めるということではいかがか。

直江委員 検証し、必要があれば措置を講じるということでよいか。

東海委員 趣旨を明確にするため、検証を行い、必要に応じて見直す等の文言を追加していただきたい。

総務省 先ほど御指摘のあった過去1年以内の支払遅延については、例えば接続事業者に帰すべき事由によらない場合は対象としないとの趣旨を約款に明確に規定することを条件とすることは可能であり、御指摘を踏まえ、そのように補正を求める記述としたい。

東海委員 そのようにしていただきたい。それでは、以上の議論を踏まえて報告書案と考え方の記載を修正した上で、事業部会へ報告することとさせていただきたい。

以上